

令和2年度夏期観光安全対策重点施策

匝 瑛 市

海水浴場の開設の可否にかかわらず、匝瑛市夏期観光安全対策本部を設置し、関係機関・関係団体等の協力を得て、海岸線の事故防止対策、環境衛生対策及び防犯対策を重点的に実施する。

1 期 間

令和2年7月23日(木)～8月16日(日) 25日間

2 事故防止対策

- (1) 堀川浜の他、市内海岸に遊泳禁止看板、避難場所誘導看板を設置する。
- (2) 市内海岸線に赤旗を約200メートル間隔で設置し、遊泳禁止区域での事故防止に努める。
- (3) 期間中(7月23日(木)～8月16日(日))、職員による海岸パトロールを実施し事故防止に努める。

3 環境衛生対策

海の家及び民宿等と連携して、適切なおみ処理についての啓発を行うとともに、ごみの持ち帰り看板を設置する。(堀川浜)

4 防犯対策

- (1) 匝瑛警察署及び防犯指導員に、海岸線の危険海域(遊泳禁止区域等)のパトロールを要請し、防犯対策に努める。
- (2) 青少年の非行防止についても関係団体と連携し、非行防止及び事故防止に努める。

5 その他

- ◎ 防災行政無線による周知・ホームページへの掲載